窓口の一例

	~	手続きの内容	相談先	備考欄
		ボランティア活動	おおた地域共生ボランティアセンター	
良		寄付	寄付したい相手	
目分の将来		病気の告知や延命治療	かかりつけ医	
来		ペットのこと	動物病院 大田区保健所生活衛生課	
		65歳以上の総合相談窓口(介護保険など)	地域包括支援センター	
		お墓	管理者 (寺、教会、霊園、承継者)	
身の[空家の管理、利活用	大田区空家総合相談窓口	
回りの整理		不動産の売却	大田区宅地建物取引業協会	
整理		相続した不動産の名義変更、登記	法務局、司法書士会	
		税の申告(所得税、相続税)	税務署、税理士会	
ŧ		公正証書の作成	公証役場(大森、蒲田)	
もしもに備える		見守り契約、財産管理委任契約、 死後事務委任契約	弁護士会、司法書士会	
える		成年後見制度 地域福祉権利擁護事業	おおた成年後見センター	
		介護予防兼ねた講座	シニアステーション 地域包括支援センター	
		趣味の活動	シニアクラブ	
社会参加		働きたい(概ね55歳以上)	大田区 いきいき しごと ステーション	
参加		働きたい(60歳以上)	大田区シルバー人材センター	
		認知症の方をもつ家族(認知症カフェ)	地域包括支援センター	
		学びたい(社会教育、生涯学習)	大田区地域力推進課 区民協働·生涯学習担当	

老いじたく推進事業に関すること 大田区福祉部福祉管理課 電話 03-5744-1244 FAX 03-5744-1520

老いじたく全般や 社会福祉法人大田区社会福祉協議会 電話 03-3736-2022 このパンフレットに関すること おおた成年後見センター FAX 03-3736-5590

老いじたく





このパンフレットは、将来に備え、行動しようと考え始めた方に、 行動への第一歩を踏み出す後押しができればとの思いを込めて 作成しました。**第1弾**のパンフレットも併せてご活用ください。



ホームページでも紹介しています

老いじたくとは

元気なうちから将来に備えておくことで、ご自身の思いが尊重され、 いつまでも自分らしく、より前向きに、安心した生活を送っていただ くことを目的としています。

> 大田区・大田区社会福祉協議会 人生 100 年時代 老いじたく推進事業

人生 100 年時代!人生も百人百様!

ライフステージ

社会参加・趣味の活動

身の回りの整理

体力の低下

判断能力の低下

死亡

葬儀・埋葬

財産承継

将来に向けて備えておきたいこと、不安に思っていることなどを

ご自分のなかで整理してみましょう。

まずは、『老いじたく問診票』で気になる項目をチェック!

- チェック項目が複数ある場合は、優先順位を付けてみることがポイントです。
- •ご自分の気持ちを確認しながら、一つひとつ進めていくことが大切です。

老いじたく問診票			
_	なこと、備えておきたいことに☑を記入ください。 の場合は、優先順位もご記入ください。		対応 ページ
優先順位	□ 自分の将来 具体的にあればご記入ください。	例えば □ ボランティア・社会貢献 □ 自分が望む医療や介護のこと □ 家族のこと (親なきあと) □ ペットのこと	3
優先順位	□ 身の回りの整理 具体的にあればご記入ください。	例えば □ 写真・手紙・年賀状 □ 服や着物・趣味で集めたもの □ 使っていない銀行口座・有価証券 □ デジタルデータ □ お墓のこと(承継・墓じまい)	4
優先順位	□ 住まいのこと 具体的にあればご記入ください。	例えば □ 不動産(売却・賃貸・譲渡) □ 空家の管理 □ 登記未了不動産 □ 住み替え(施設入所等)	4
優先順位	□ もしもに備える 具体的にあればご記入ください。	例えば □ 判断能力の低下 □ お金の管理(預金の引き出し等) □ 身元保証人(緊急連絡先の確保) □ 民事信託(家族信託)	5~6
優先順位	□ 亡くなった後のこと 具体的にあればご記入ください。	例えば □ 葬儀 □ 家財・パソコンデータ等処分 	6~10
優先順位	□ 社会参加 具体的にあればご記入ください。	例えば □ 気軽に行ける場所 □ 生涯学習、学びなおし □ 働く	11



自分の将来

これまでの人生を振り返り、 まずは、自分の将来を具体的にイメージすることで、 老いじたく全般の内容が進めやすくなります。



💦 社会や地域に貢献したい!! ~ボランティアや寄付など~

ボランティアは、何かしたい!という 自然な気持ちからはじまる活動です。

- ●ボランティアを通じて、いろいろな人と の出会いや学びを得ることができます。
- 人とのつながりや縁など、お金では買 えない "何か" を得ることができます。
- ●時間や体力の関係からボランティア 活動が難しい場合、寄附などを通じ てボランティア活動を支える方法もあ ります。

🧩 自分が望む医療のこと

命の危険が迫った状態になると、医療やケアなどを自分自 身で決めたり要望したりすることができない場合があります。

例えば

- □ 命にかかわる病名を知らせてほしい
- □できるだけの延命治療をしてほしい
- □ 延命よりも、痛みや苦痛を少なくしてほしい ※自分の思いとその理由を大切な人と共有しておくこと が重要です。

アドバンス・ケア・プランニング(ACP) とは

自ら希望する医療やケアを前もって考え、家族 や周囲の信頼する人と繰り返し話し合い共有する ことです。国では『人生会議』と名付けています。



🧩 親なきあとに備える

障がい等があるお子さんの将来に備え、 相談機関等との関係づくり、成年後見制度、 遺言等で準備することができます。

子にとっての親なきあとに備える

- ●「自分が元気なうちに、将来、子が困らないよう備えておきたい・・・」 親として切実な思いです。その一方で、「なかなか進んでい ない」との声もお聞きします。
- 「始めるきっかけ | と 「タイミング | は人それぞれですが、今から できることを少しずつ進め、お子さんにも伝えながら、周囲の 人も判断に困らない備えをしておくとより安心です。
- 家族以外の繋がりや相談できる人(場所)を広げる
- 制度(成年後見制度や信託など)を理解し、必要 できることな準備をしておく
 - 親自身の老後の備えをはじめる(遺言等)
 - ※後回しになりがちな、ご自身の今後についても、 考えてみましょう

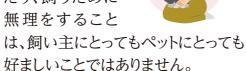
ワンポイント

兄弟姉妹に託す場合でも、きょうだいだけで背負わず、 ご本人の支援者とチームで支援していく方法を伝えて おくことが大切です。

🧩 ペットのこと

あなたのもしもに備えて、 遺言(負担付き遺贈)や ペット信託、死後事務委任契約で 準備することができます。

●体力の低下等で ペットの世話に 不安を感じてい たり、飼うために 無理をすること



●一時的に預かってもらう先を見つけ ておくこと、一歩進んで 元気なうちから新しい 飼い主に委ねることも



ワンポイント

考えてみましょう。

ペットも大事な家族の一員 共に考えよう

ペットの老いじたく

身の回りの整理

身の回りの整理はからだも心も元気なうちからはじめましょう。 大事な思い出の品が必要かどうか等、家族や知人などと 一緒に会話を楽しみながら進めると良いですね。

★ デジタルデータの整理について

- スマホやパソコンを使っている人は、写真や住所録、アプリなど、 必ず「デジタル遺産」を残すことになります。
- ●まずは現在使用しているデータやサービスを把握し、長期間使っていない ものは削除、解約をするなど、アカウントの整理から始めましょう。
- ●また、アカウントやパスワードを一覧表にまとめるなど、いざという時に周 りの人が分かるようにしておくことが大切です。
- ●その際、データの保管場所には十分注意しましょう。

繋 お墓について

- 実家の墓の承継や自分のお墓について考えてみましょう。
- ●お墓は遺骨の埋葬だけでなく先祖供養、故人をしのぶ大切な場所です。
- ●お墓の跡継ぎ(承継者)がいない方は墓じまい(合祀墓、永代供養墓、共同埋葬 墓など)を考え、お墓を持ちたくない方は、散骨などもあります。
- その他樹木葬などいろいろな形態があるので調べてみましょう。

承継者 ―お墓参り、法要などを行い管理費を納める人のこと 合祀墓・永代供養墓 — 他の人とともに納骨されるお墓のこと 散骨―海や山に焼骨(遺灰)を撒くこと

※他人の所有地等に自由に撒くことはできません。自治体に確認等してください。

住まいのこと

からだや生活状況の変化に備えて、 住宅改修、住み替え、売却、賃貸、 譲渡などで準備することができます。



今までの 住まい

様々な思い出が詰まった「我が家」 「実家」が空家となり、放置されるこ とがないよう、元気なうちから、将来 どのようにするか考え、相談し、備え ておきましょう。

ゆ ワンポイント

令和6年4月から相続登記が義務化されます。

暗証番号

片付けるのは「自分

の分だけ!!」と決め

て行いましょう。

「相続登記」とは土地・家屋の所有者が 死亡し相続が発生した時に名義人を変更 する手続きのことです。

●高齢者向けの住まいは多様化し、選 択肢も増えています。 ●高齢者向け住宅・施設の種類・特

- 徴・費用・周辺環境(買い物・医療機 これからの 関など)、介護が必要になっても住 住まい み続けられるかなど、自分に適した 住まい選びが大切です。
 - 将来後悔しないよう、まずは自分の希 望を整理し、情報を収集しましょう。

🧩 空家について

- 近年、空家の放置が問題になっています。
- 住んでいない、使っていないなど、将来空家 になる可能性が高い場合は、空家の活用や 空家対策を考えてみましょう。
- 建物は、使わないで放置すると老朽化が進 行し価値が下がります。また近隣へも迷惑が かかる可能性があるため、適切な維持管理 が必要です。

3

よく確認しましょう。

₩ 任意後見制度

自分が信頼できる人と公正証書で「後見を依頼する契約」を結んでおく制度です。法務局に登記されます。 自分で後見人や依頼する内容をあらかじめ決めておき、自身の*判断能力が低下した後に支援が開始されます。

*判断能力…売買や贈与、契約などをする際に、その行為が自分にとって有利なのか不利なのか考える能力

①任意後見契約締結

支援をお願いしたい人 (任意後見受任者) と任意後見契約を結びます。



本人の判断能力が 低下してきたら・・・

②監督人選任の申立

家庭裁判所に任意後見監督人 選任の申立てをします。

> 四親等内の親族 や任意後見受任 者が申立て

③任意後見開始 任意後見受任者が任意後見人となり

後見活動を始めます。

ゆ ワンポイント =

任意後見人のサポート は生前のみで、死後の サポートは行いません。

※ <見守り契約 >

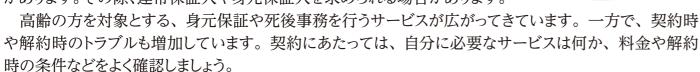
本人と任意後見受任者が定期的に電話や 面談等をすることにより、健康状態や生活状 況を確認し、任意後見をスタートさせる時期 を判断します。

♂ < 財産管理委任契約 >

体力的な衰えや病気加療などの理由により、財 産の管理について委任する契約です。判断能力 が低下する前の支援で、任意後見契約の効力が 生じるまでの間を対応します。

豫 入院のときや老人ホーム、賃貸住宅入居の身元保証人

心身状況の変化により、老人ホームに入居したり、入院したりする場合 があります。その際、連帯保証人や身元保証人を求められる場合があります。



また、「任意後見契約」が結ばれている場合、施設や病院によっては身元保証人が不要になる場合も あるほか、ホームロイヤーなど専門職と財産管理委任契約を結び対応する方法も考えられます。

(参考:消費者庁)

『「身元保証」や「お亡くなりになられた後」を支援するサービスの契約をお考えのみなさまへ』→



🧩 民事信託(家族信託)

個人の財産管理や資産承継を目的とする制度です。

自分が判断能力のあるうちに、自分の将来や亡くなった後の財産管 理や資産運用等を信頼できる家族にあらかじめ託す仕組みで、信託 契約を結びます。

◎本人の認知症の発症や死亡などを原因として、家族が本人から受託 した財産を、本人の意向にしたがって管理・処分をすることができます。 ◎本人が亡くなった後の資産の第一承継先、さらにそれ以降の資産 承継先を決めておくこともできます。

ワンポイント

信託の利用により、家族が 本人の財産を自由に使える わけではありません。また、信 託を利用すれば成年後見制 度の利用を回避できるわけ ではありません。本人・家族 ともに制度や仕組みを正確 に理解することが大切です。

亡くなった後のこと

死後の事務をお願いできる親族等がいない場合、 元気なうちに死後事務委任契約を結び 準備することができます。

🧩 死後事務委任契約

亡くなった後の諸手続きや生前債務の支払い、葬儀、納骨、家財の片づけなどは、これまで親族が 担うことがほとんどでした。しかし、託せる子どもがいない、親族とは疎遠等、親族には託せない人も増 えています。そうした場合に備え、生前に第三者と委任契約を結んでおき、自分の最後の思いを実現し てもらう「死後事務委任契約」を元気なうちに結ぶ方法があります。

死後、確実に履行してもらうためにも公正証書で契約することが望まれます。費用は依頼する内容や お願いする相手(職種等)によって変わり、預託金が必要な場合もあります。

委任契約の

●火葬や葬儀 ●納骨や埋葬 ●病院、施設の退院手続きや精算

一例

- ●医療等被保険者証の返還 ●賃貸住宅の明け渡し
- ●住居内の遺品整理 ●水道やガス等公共サービスの解約
- ●残されたペット ●SNSアカウントの手続き



地域で自分らしく暮らしていくためのサポート

***法定後見制度

法定後見制度とは、認知症・ 知的障がい・精神障がいなどに よって、判断能力が不十分な方の 援助者を選び、法律的に支援する制度です。

- ◎契約・手続きの代理、不当な契約の取り消 し、適切な判断へのサポート
- ◎本人が安心して暮らしていけるよう、気持 ちを聞き、一緒に考えながら支援

法定後見制度には、判断能力の程 度に応じて「補助」「保佐」「後見」 の3つの種類(類型)が用意されてい ます。



大田計協

★ 地域福祉権利擁護事業

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者な ど判断能力が十分でない方を対象に、利用者との 契約に基づいて、必要な支援を行います。

- ◎役所からの色々な通知やお知らせについて どうしたらいいか分からない。
- →一緒に確認し、必要な手続きができるよう支援し ます。
- ◎公共料金や家賃の支払いを忘れやすくなった。
- この他、本人の状況に合わせて、金融機関へ の同行や通帳・印鑑の預かり、預貯金を払戻し て生活費を届ける等の支援も行っています。

⇒支払内容の確認と支払いを支援します。



知っておきたい知識



相続

相続とは、亡くなった方(被相続人)の遺産(権利・義務)を包括的に引き継ぐことを言います。

権利だけではなく義務も承継することになるので、プラスの遺産だけでなく、 マイナスの遺産、債務も相続の対象になります。

相続手続きがいくつもある場合、手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

🐤 法定相続情報証明制度

相続手続きには、被相続人の出生から死亡までの相続関係を証明する戸籍書類を用意します。

『法定相続情報証明制度』を使うことによって、戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。

覧図の写し(法定相続情報証明) を発行してもらうものです。

法務局 法定相続情報 証明制度

⇔遺贈とは

遺言者が推定相続人以外の人に遺言をすることで相続対象となる財産を譲ることを言います。

遺贈する相手は、生前にお世話になった 人といった特定の個人や、病院や地方自治 体、NPO法人などの人以外の団体や法人 に設定することができます。



🝁 遺産分割協議とは

相続が発生した際に、共同相続人全員で遺産をどのように分けるのか話し合い、合意することです。

遺産分割協議が成立したら、遺産分割協議 書を作成し、全員が署名のうえ実印で押印し、 相続手続きを行います。

🛊 遺留分とは

被相続人の遺産のうち、傍系血族を除く法 定相続人に対して法律で保証される最低限の 遺産取得分のことです。

🐤 自筆証書遺言書保管制度

🝁 遺言公正証書作成支援事業

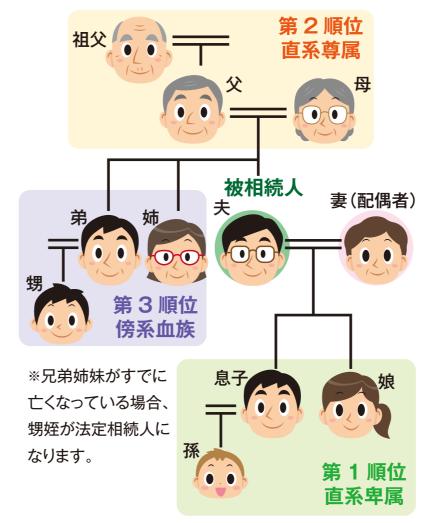
(証人の無料派遣)

大田区社会福祉協議会では「安心できる将来設計を支援する」という立場から、大田区に在住、在勤、在学されている成人の方で、区内公証役場で公正証書遺言を作成する方を対象に職員を証人として無料で派遣しています。

法定相続人の順位と相続分 図式

配偶者は常に相続人になります。

法定相続人の順位や配偶者の有無により、法定相続分は異なります。また、同順位の法定相続人が複数いる場合は、その人数で均等に分けます。



直系卑属・・・子・孫・曾孫など。

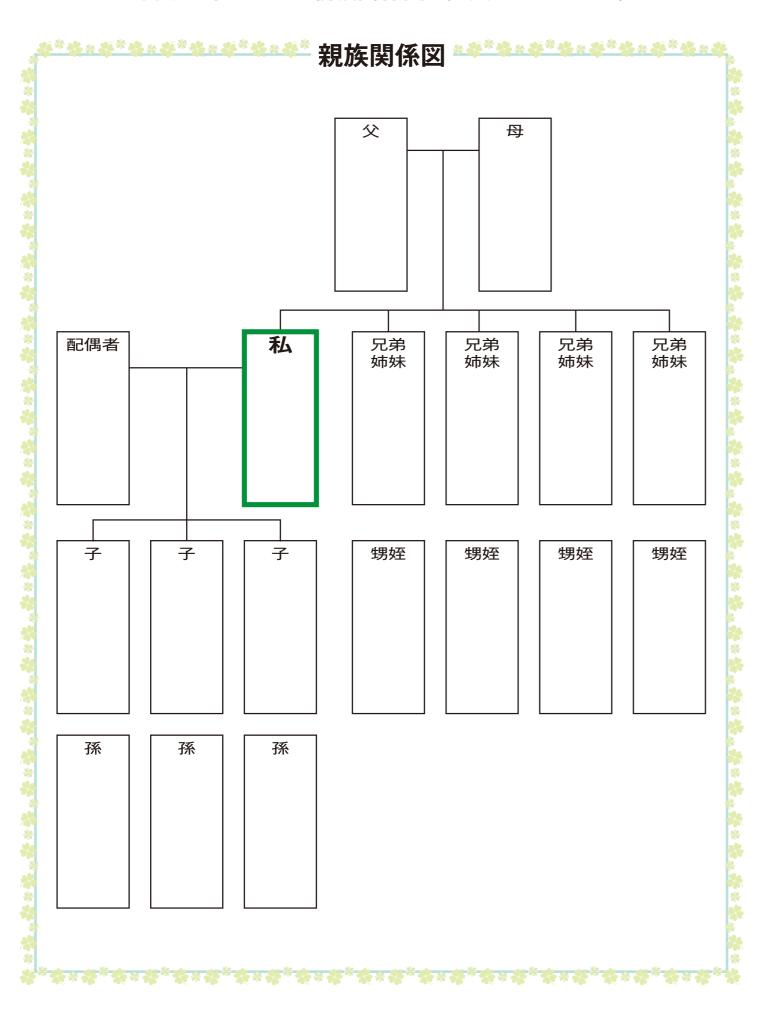
直系尊属・・・父母・祖父母・曾祖父母など。

傍系血族・・・傍系に属する血族。

兄弟姉妹・甥・姪・伯叔父母・従兄弟など。

法定相続人の ケース	法定相続分
妻+子	妻 1/2 1/2
妻 + 親	親 妻 1/3 2/3
妻 + 兄弟姉妹 ※	兄弟姉妹 1/4 妻 3/4
妻(配偶者のみ)	全て妻
子(配偶者がいない場合)	全て子
親(配偶者・子がいない場合)	全で親
兄弟姉妹 (配偶者・子・親がいない場合)	全て兄弟姉妹

ご自分を中心とした親族関係図を記入してみましょう。



遺言を作成することにより自分の財産を、自身の意思により『誰にどの財産を相続させるのか』や、『法定相続分を変更すること』を準備できます。

遺言できる事項や形式は法律で定められているため、正しく作成する必要があります。 また、遺言を残すときに留意したいのが「遺留分」です。遺言執行時に遺留分侵 害のトラブルが生じないよう、遺留分を考慮して作成することが望ましいと言えます。 法定相続人以外への財産承継を考えている場合は、遺言書の作成は必須です。

ワンポイント

不明な点は法律 の専門家に相談 しましょう。

🝁 遺言の種類と特色

		自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
特(徴	費用をかけずに気軽に、 いつでも書ける	公証人が関与し確実性が 高く、トラブルが少ない	内容を秘密にすることができる。 自書以外も可。 公証役場で手続きを行う。
費	用	なし	公証人に手数料を支払う	公証人に手数料を支払う
保	管	原則、自分で保管。 自筆証書遺言書保管制度あり。	原本が公証役場に 保管される	公証役場で手続き後、自分 で保管。公証役場では保管 されず、秘密証書遺言を作 成したという記録が残る。 (保管制度は使えない)
家庭裁 での検 (※)	認	必要 ◆自筆証書遣言書保管制度 利用の場合不要。	不要	必要
注意	点	・原則、全て自書(財産目録はパソコン作成等例外あり)、署名押印日付など気を付けるべき要件あり。 ・方式の不備で無効になる可能性がある。 ・隠されたり、無断で書き換えられるおそれがある。	・証人が2人必要 ・推定相続人やその直系の 親族、受遺者(財産をもらう 人)、末成年者などは証人に なることはできない。	署名や封印など要件あり。方式不備で無効になる可能性がある。証人が2人必要

※1 検認:

遺言書の発見者や保管者が家庭裁判所に遺言 書を提出(封がされているときは開封しないこ と)し、開披、確認してもらう手続き。

相続人に対して遺言書の存在とその内容を知らせ、遺言書の内容(形状、加除訂正の状態、日付、署名など)を明確にして偽造や変造を防ぐための手続。

💠 付言事項

遺言書には法律に定められていない事項についても自由に気持ちを書き記すことができます。

法定以外の内容は法的な拘束力を持ちませんが、このような遺言にした理由や葬儀の方法など自分の希望を伝えたり、家族への感謝の気持ちなどを記載することにより、トラブルを防止することができます。

🝁 <遺言書とエンディングノートの違い>



エンディングノートは、遺言書と異なり決まりがありません。自分自身の情報や医療、介護、葬儀などの希望、残された人へのメッセージ等を自由に記載します。残された方が判断に迷った時の参考にもなります。ただし、法的な拘束力はなく、遺言書の代わりにはならないので注意が必要です。

9

社会参加をしたい! まだまだ仕事をしたい! 誰かのために何かしたい!をかなえる



人生100年時代!と言われている今日。60歳以降の人生は、40年になります。これは現役時代 に匹敵する長さ。もはや"残りの人生"とは呼べません。生涯を安心していきいきと暮らせるよう に、老後にやりたいことや過ごし方についても考えてみましょう。

♣気軽に行ける場所は ないかしら?

シニアステーション・ 老人いこいの家(ゆうゆうくらぶ)

それぞれ工夫を凝らしたプログラム等 を開催しています。また、地域包括支援 センターを併設したシニアステーションも

あり、シニアの方 が気軽に立ち寄 れる場所です。



👲 認知症カフェ

物忘れがあって心配・・・。認知症に ついて知りたい!認知症になっても安 心して暮らしたい!認知症カフェは、認 知症の人や家族、予防したい人、専門 職などが、身近な地域で集う場です。

誰でも参加できる学びの場です! 自分に合った学びに出会いましょう!

※「生涯学習」してみませんか?!

日常生活を豊かにし、地域とのつながりのきっかけとな る「おおた区民大学」など気軽に学べる生涯学習・社 会教育に触れてみませんか。

例えば・・・

「おおた区民大学」「区民による区民のための連携講座」など 区民のだれもが参加できる学習の場です。社会、歴史、 人権、食、健康、地域など、幅広いテーマの講座や、 社会教育関係団体が企画する講座があります。

「社会教育関係団体」

区内には、文化・芸術・学習・スポーツなどの様々な分野 で、主体的に活動する団体が約1900団体あります。

「生涯学習相談会」

何か新しいことをはじめたい、やってみたいという方に、区 内のサークル活動や講座・イベント情報などを紹介します。

🔷 認知症サポーター養成講座

『認知症サポーター』は認知症の正しい知識と理解を持ち、認知症の人や その家族を地域であたたかく見守ります。



90分の講座を受講すると誰でも認知症サポーターになることができます。

*上記内容についての詳細は、大田区ホームページをご覧ください。

※まだまだ元気!動けるうちは働きたい!!

🖕大田区 いきいき しごと ステーション

厚生労働大臣が許可する無料職業紹介所 です。概ね55歳以上の方を対象に 就労や社会参加などに関する相談、 紹介、支援を行っています。



🔷 大田区シルバー人材センター

60歳以上の会員の方を対象に、 各自の希望や知識・経験 に応じた請負・派遣形態で の就業や社会奉仕等の活 大田区シルバー 動機会を提供しています。

社協とは

おおた成年 後見センター

社会福祉協議会は、「地域福祉を推進する団体」として、社会福祉法 第109条に基づいて設置された民間の団体です。略称は全国共通に 「社協(しゃきょう)」としており、大田区社会福祉協議会は、「大田社 協」と称しています。大田社協は、地域の皆さまや関係機関・団体、行政 や福祉サービス事業者など、さまざまな方との連携・協働のもと、「地域 共生社会」の実現に向けて、地域福祉の推進に取り組んでいます。

おおた成年後見センターは、成年後見制度推進機関として、成年後見制度の利用促進を図っ ています。加齢や心身の障がい等により権利擁護支援が必要な方が、地域の中で尊厳ある生活 を営めるよう利用者支援の充実に努めています。

▼成年後見制度の利用促進(中核機関としての取り組み)

- 成年後見制度の周知・啓発
- ●成年後見制度に関する相談や申立てに関するご案内
- 親族後見人への支援(交流会の開催や後見業務に関する相談など)
- 市民後見人の育成・支援

プ地域福祉権利擁護事業 (P.6)

❤法人後見業務

▼老いじたく推進事業

老いじたく相談を実施しています。相談を通じて、自身の備えや気持ち の整理を一緒に行い、老いじたくを進めるきっかけとなるよう取り組んで います。

福祉法律相談

暮らしの中の心配ごと、遺言や相続、成年後見制度等について、 弁護士や公証人、司法書士が相談に応じます(無料:事前予約制)。 ◎時間帯:午前10時から正午まで



		相談内容	相談時間	相談員	
,	第1・2・3・4火曜日	日常生活上の法律問題全般	40分間	弁護士	
	第 1・2・4 木曜日	成年後見制度の利用方法・後見人 業務の実務等に関する相談	時間	司法書士	
	第 3 木曜日	公正証書の活用(任意後見、遺言、 尊厳死、死後事務委任等)	30分間	公証人	

*祝日・年末年始を除く

お問合せ

社会福祉法人大田区社会福祉協議会おおた成年後見センター

〒144-0051 大田区西蒲田七丁目49番2号 大田区社会福祉センター

電話:03-3736-2022 FAX:03-3736-5590 受付時間 月~金曜日9:00~17:00(土日・祝日・年末年始は除く)





大田区社会福祉協議会